

「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

保育所等の入所について、定員を超えて申し込みがあった場合に利用調整を行うこととされており、利用調整基準は、保育所等を希望する方への公平性を確保するため、これまでも、国が示す優先利用項目等のほか、毎年度の保育所等入所申請等を受けて課題等を把握し、必要な見直し（「川崎市保育所等の利用調整実施要綱」の一部改正）を行ってまいりました。

今回、国から示された就労証明書の標準的様式を採用するにあたり、新たに利用調整基準の見直し等を行う必要が生じたことから、パブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、18通（意見総数29件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和8年6月3日（水）から7月3日（金）まで
意見の提出方法	意見提出フォーム、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・市ホームページ、かわさき子育てアプリへの掲載 ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、こども未来局保育・幼児教育部保育対策課） ・市内認可保育所等、地域子育て支援センターでの周知
結果の公表方法	・市ホームページ、かわさき子育てアプリへの掲載 ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、こども未来局保育・幼児教育部保育対策課） ・市内認可保育所等、地域子育て支援センターでの周知

3 意見募集の結果

意見提出数（意見件数）		18通（29件）
内訳	意見提出フォーム	18通（29件）
	FAX	0通（0件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

(1) 御意見に対する対応区分

A：御意見の趣旨を踏まえ、案に反映させるもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったもの

C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの

D：案や施策に対する要望の御意見であり、案や施策の内容や考え方等を説明するもの

E：その他

(2) 意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	計
1 利用調整基準等の見直し（就労証明書の標準的様式の採用による見直し）に関する こと	0	2	0	8	0	10
2 その他利用調整基準に関する こと	0	0	11	2	0	13
3 保育料に関する こと	0	0	0	0	2	2
4 その他	0	0	0	0	4	4
合 計	0	2	11	10	6	29

(3) 本市の対応

パブリックコメント手続を実施した結果、就労証明書の標準的様式の採用による利用調整基準等の見直しに関する御意見のほか、その他利用調整基準に関する御意見や、保育料に関する御意見などが寄せられました。

御意見については見直し案の趣旨に沿ったもの、今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの、施策に対する要望であったことから、当初案のとおり、要綱の一部改正の手続きを進めます。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 利用調整基準の見直し（就労証明書の標準的様式の採用による見直し）に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	利用調整における公平性の確保は重要であり、本改正案の趣旨について理解する。	国が定める就労証明書の標準的様式を採用し、一部の項目を廃止することに伴い、利用調整基準等について見直しを行います。 引き続き、国の動向に注視するとともに、利用調整上の公平性を確保するため、必要な見直しの検討を行ってまいります。	B
2	就労証明書の標準的様式の採用は、様式をシステム化している企業にとってはありがたい。		
3	見直し後の案「育児休業の取得状況に関わらず、前年度の合計所得金額により判定する。」については、子の生まれ月によって育休に入るタイミングが異なり、保護者の努力により改善できない理由で保育園内定への有利・不利が発生してしまうため反対である。 (同趣旨意見 他3件)	本市の利用調整基準では、就労時間数等が同等の世帯間において、世帯の状況や児童の保育環境、その他の項目によっても調整がつかない場合の最終的な判断基準として、所得に関する項目を定めているところです。 収入の変動については世帯ごとに様々な御事情がありますが、国が定める就労証明書の標準的様式においては過去の育休履歴を採用しておらず、他の政令市等においても過去の育休履歴を考慮している事例は確認できなかったこと、所得の合計に一時所得や他の要因による収入の増減を考慮していないことなどから、このたび、育児休業取得期間の有無に関わらず、一律、前年度の課税状況に係る合計所得金額（前々年1月～12月の所得）を用いるよう見直すものです。	D
4	収入の比較年度を一律同一年度にすることは、生まれ月の違いによる不公平を生むと思う。収入の比較年度を統一したとしても、生まれ月の違いへの配慮を継続するため、育休を除く月数で収入額を割り、月額で比較するなどの工夫をしてほしい。		
5	要綱項目 15 の改正について、4月出産と3月出産でそれぞれ1歳児クラスの入所を希望した場合を比較すると、早生まれはただでさえ4月の0歳児クラス入所ができないデメリットを抱えていることに加え、所得の面でも不利になりやすい構図となるのではないかと。「別表3においても同点となった場合の取扱い」については現行と同じ基準を維持、または、育休期間がある場合は当人の所得は一律0円とみなし、配偶者の所得のみとする等の公平性が必要ではないか。		

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
6	要綱別表 3「就労実績と連動した収入実績がある世帯」の削除とあるが、本項目は共働き世帯の大部分に適用されている加算項目であるため、その削除に伴い多大な影響が生じる世帯が続出することが懸念される。 ついては、本改正による不利益が最小限に抑えられるよう、激変緩和措置を含めた適切な調整を強く求める。 (同趣旨意見 他 1 件)	保育所等を利用する世帯の約 98%の保護者が就労を事由としています。現在、そのほぼすべての世帯に当該項目の加点がされていることから、廃止による利用調整への影響は極めて小さいものと考えています。	D

(2) その他利用調整基準に関すること

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
7	「別表3においても同点となった場合の取り扱い」について再考を願う。 保育園は福祉施設であり、3才以下（幼稚園に入らない年齢）の時期においても両親が就労しなければならないほどの世帯収入であるため、その優先順位という理屈で理解しているが、これは昭和、平成の、父親1人の稼ぎで一世帯の生活が成立した時代の話ではないか。そのような世帯は現代においてはごく稀である。 女性の社会進出にあたり、妻の稼ぎが「生活の足し」ではない、一定の稼ぎに及ぶケースも珍しくなく、世帯収入が1000万を超え、本件に該当した場合にはかなり優先度が下がると思われる。これは、夫・妻いずれも就学・就職において努力した結果であり、これが仇となって保育園に入れないなどというのは現代に見合わない仕組みである。これにより、親が自宅保育を望まずキャリアを中断した場合、世帯収入は激減し、あまりに不公平である。 また、収入が高い＝社会的に専門性の高い役割を担う（資格・職能など）ことが暗に考えられ、本来は就労を望むのに保育のために休業せざるを得ないとなると、人手不足による社会への影響も考えられる。 さらに、世帯収入が多いほど当然に住民税も多く支払っており、その中で自治体のサービスを受けるところから遠くに置かれているとも言える。	保育所等は、児童福祉法に定める児童福祉施設であることから、受入枠を超える利用申込があった場合には、児童福祉の観点から、保育の必要性が高い世帯を優先して選考することとしています。 利用調整について、国は、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（雇児発0910第2号）」において、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を示しており、同通知の中で「保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる」とされていることから、本市においても、これを参考として、就労時間数等が同等の世帯間において、世帯の状況や児童の保育環境、その他の項目によっても調整がつかない場合の最終的な判断基準として、所得に関する項目を定めているところです 自宅から保育所等までの距離や希望順位については、児童が保育を必要とする事由に直接的に関わるものではないことから、利用調整基準として設定することは適切ではないと考えますが、利用調整基準については、公平性を確保するため、引き続き、国の動向に注視するとともに、必要な見直しの検討を行ってまいります。	C
8	別表3まで同点の場合に、世帯年収の低い世帯が優先される仕組みを変えて欲しい。保育園内定のために所得を減らす方向のバ		

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	イアスが家庭にかかるのは本末転倒で、年功序列の傾向が強い国内の給与体系では晩婚・高齢出産の家庭が基本的に不利である。納税額が高いのに恩恵を受けにくい構図は違和感があり、むしろ所得の高い世帯が優先されてもいいのではないか。もちろん、ひとり親等で保育が必要な世帯は優先されるべきだと思う。		
9	保育の必要度を点数化し、必要度の高い世帯から入所内定とする考え方自体には合理性がある。 しかし、同順位となった時点で市は各世帯の保育の必要度が同程度であると判断しているにもかかわらず、最終的な順位決定に所得を用いることは、保育の必要性ではなく、世帯の経済状況によって入所の可否を左右することになり、制度の趣旨と整合しないと考える。 少なくとも、同順位判定に所得を用いることについては、その政策目的、保育の必要性との関係、対象世帯への影響、他の手段との比較について明確に説明すべきである。保育所等の利用調整は、福祉的支援の必要性そのものを判定する制度ではない。所得の高低によって経済的支援の必要性が変わり得ることは理解できるが、それが直ちに保育の必要性の高低を意味するわけではない。仮に市が、所得の低い世帯ほど入所を優先すべきと考えるなら、所得と保育の必要性との関係、また保育料軽減や給付等ではなく入所可否によって対応する理由について、明確に説明する必要がある。 また、前年所得は、育児休業、時短勤務、転職、休職、賞与の変動、産前産後休業などにより、大きく変動するため、現在の保育の必要性を示す指標としても、世帯の継続的な経済力を示す指標とし		

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	でも不安定である。今回の見直しで育児休業取得前の所得を遡って確認しないのであればなおさら、前年所得を同順位判定に用いる合理性は弱まる。 同順位判定における所得比較は廃止し、保育の必要度が同一と判断された場合には、抽選などの中立的な方法により順位を決定する制度へ見直すことを求める。		
10	利用調整において、最終的な優先順位を世帯所得のみで判断することは疑問。 利用調整の結果は入園時だけでなく、その後の子育てや送迎環境にも大きく影響する。世帯所得は一つの指標として理解できるが、同点となった場合には、通園距離や送迎負担、きょうだいの状況など、実際の子育て環境も考慮できる仕組みを検討してほしい。 また、共働きで就労し、所得に応じた税負担や保育料負担を担っている世帯についても、公平性の観点から納得感のある利用調整制度となることを期待します。		
11	現状の選考方法では、どうしてもランク、指数が高い保育士やひとり親世帯がすべてにおいて有利で、人気園はそういった世帯のお子さんが非常に多いという構図が変わらないため、なんらかの措置をお願いしたい。収入が高い世帯でも人気園に入れる可能性を残すため、例えば、希望順位を加味する項目を設ければ、第一希望の施設に関しては人気園でも入れる可能性があると思う。		
12	きょうだい児の加点については、上の子が幼稚園で預かり保育利用（新２号認定）の場合、下の子の保育所等利用申込みにあたっては対象とならない。保育所を利用したくとも定員が埋まっている状	利用調整基準における多子世帯支援の取組として、利用調整実施要綱別表２において、「既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利	C

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	況もあるため、幼稚園利用であっても、保育の必要性がある場合にはきょうだい児の加点対象としてほしい。	用を希望する世帯」については指数7点とし、きょうだい同一園入所の機会拡充を図っているところです。	
13	利用調整上、きょうだい加点に重点をおき、2人目、3人目の子どもの入園先について、上の子と出来るだけ同じ園に入園できるような基準にしてほしい。別々の園になってしまうと、朝夕の登降園時、両親が手分けをして送迎することになるが、これにより子どもが分断され、子どもが両親と接する時間、保護者が子どもと接する時間が削られる。 子どもや子育て家庭の立場からみると、同じ園に行った方が兄弟姉妹、家族、皆に良いように思う。	利用調整においては、他世帯との公平性についても考慮する必要があることから、引き続き、国の動向に注視するとともに、必要な見直しの検討を行ってまいります。	
14	きょうだいでの同じ園への入園希望について、優先度をあげてほしい。 現行の利用調整基準では7の加点があり、優先度は高いが、この加点はあくまでランクづけのための加点であり、同点以上の入園希望者が同じ園に集まった場合には、収入順にジャッジされ、その園への入園が叶わない可能性が残される。 ランク付けは、保育の必要性が高い家庭を取りこぼさず優先して保育園への入園に繋げることができる合理的なシステムであるが、これはあくまで「高いランクの順で、かつ収入が低い家庭（＝就労の必要性が高い）の順に保育園への入園が決まること」が重要であって、「その園」に入園することがマストではないと考える。 一方、きょうだいがい既に通っている家庭においては、立地や園の雰囲気、サービスなどが理由ではなく、「その園」への内定を目指して希望を出す、もし別の園になった場合には、「送迎の時間が倍以		

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	上かかる」「園のルールが異なりあらゆる準備が煩雑になる」などかなりの負担を強いられ、朝の1分1秒を争う共働き家庭にはあまりに厳しい条件である。「その園」に通わせたい理由やメリットは他のどの家庭よりも大きいと考えられる。 また、別の園になった場合には転園を望み、毎月の空を確認、申し込みを行い続けるなど継続してタスクを追うこととなる。 同ランクとなった場合には、収入順ではなくきょうだいを通う家庭を優先に内定させる方向での改定を強く希望する。		
15	在宅勤務が可能な職種と出勤が必須の職種では、育児との両立のしやすさに大きな差がある。就労時間のみではなく、勤務形態や通勤状況なども含めて保育の必要性を評価することを検討してほしい。	保育所等の利用調整においては、職種・業種や雇用形態、勤務時間帯、就労場所等による差異は設けず、就労証明書等から客観的に判断できる指標に基づき、保育を必要とする時間数によるランクの判定を行っています。	C
16	就労時間のランク付けについて、変形労働や休憩のない特殊業務について、月間の就労時間がAに届かない、年間休日が少ない人は公平なランク付けになっていないと思う。また、泊まり勤務をしていてワンオペの家事に負担が出ている家庭にも目を向けてほしい。	利用調整基準については、公平性を確保するため、引き続き、国の動向に注視するとともに、必要な見直しの検討を行ってまいります。	
17	障害のある子どもの保育所利用においては、一般的な利用希望者と比較して受入可能な施設が限られる。加配体制の有無や受入実績、施設ごとの支援体制によって実質的に申込み可能な施設数が少なくなるため、利用調整のスタートラインが同一とは言えない場合がある。 また、障害児を育てる家庭では、保育園利用に加えて療育施設への通所や定期的な医療機関受診、各種相談支援などが必要となるこ	現在のところ、対象児童が障害を有している世帯については、利用調整実施要綱別表3において1点加点としているところですが、利用調整基準については、公平性を確保するため、引き続き、国の動向に注視するとともに、必要な見直しの検討を行ってまいります。	C

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	とが多く、保護者の就労継続にも大きな影響がある。 現在の利用調整基準では、就労状況や家庭状況が中心に評価されているが、障害児家庭が置かれているこうした実情についても、今後の制度見直しの中で検討してほしい。 利用調整の公平性とは、全ての家庭を同じように扱うことだけではなく、それぞれが置かれた状況の違いによって生じる不利益にも目を向けることだと思う。障害のある子どもとその家族が、安心して保育と就労を両立できる環境整備を進めることを期待する。		
18	現在の利用調整基準において、就労時間のみで保育の必要性を判断することには課題があると感じる。 例えば、妊娠中のつわりや体調不良、長時間通勤による身体的負担などにより、やむを得ず時短勤務を選択する場合があるが、その結果就労時間が短くなり、利用調整上不利になることがある。本来は保育の必要性が高い状況であっても、単純な就労時間の比較では実態が十分に反映されていないのではないか。	保育所等の利用調整においては、就労証明書に記載された雇用契約上の就労時間と直近3か月の就労実績を確認し、ランクの判定を行っています。なお、保護者の体調不良や病休等により就労実績のない月については除外し、実績のある月に遡及して記載いただいているところです。 それぞれの御家庭の事情は様々であり、また、妊娠に伴う体調変化等は個人差が大きいことから、就労証明書等の客観的な資料に基づき保育の必要性を判断することとしています。	D
19	利用調整実施要綱別表3に「保育料を滞納している世帯」があるが、別表3での減点では、ほとんど意味がないと思う。別表1でのランク下げや、申し込み不可などの措置を検討してほしい。	保育所等は、児童福祉法に定める児童福祉施設であることから、受入枠を超える利用申込があった場合には、児童福祉の観点から、保育の必要性が高い世帯を優先して選考することとしています。 保育料の滞納の有無については、児童が保育を必要とする事由に関わるものではないため、滞納の事実をもって利用申込みを妨げることは適切ではありませんが、他の世帯との公	D

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		平性の観点や、租税公課の適正な納付を促す観点から、別表 3 における減点項目として設定しているところです。	

(3) 保育料に関すること

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
20	保育料は前年度所得を基準に決定されるが、育児休業中や復職直後など、実際の収入が大きく減少している世帯においては、現在の家計状況との乖離が生じる場合がある。実際の収入状況を一定程度反映できる仕組みについても、今後検討してほしい。	保育料については、子ども・子育て支援法施行令にしたがい、4月から8月までは前々年の、9月以降は前年の所得から算出された市民税所得割額に基づき決定しています。 また、災害や解雇等不測の事態により多額の支出や著しい所得の減少があり、保育料の納入が困難であると認められる場合には、市の規則に基づき保育料の減免を行っているところです。 なお、不測の事態とは、本人の責によらない予見可能性のない罹災や失業等を指し、原則として、育児休業や自己都合による退職・転職、自営の売上が減少したこと等は不測の事態に該当しないこととしています。	E
21	保育料の取組について不十分だと思う。第二子は保育料半額としているが、保育料以外の家計負担も考慮すると、子ども2人分の保育料は高額であり、家計破綻を恐れて2人目は断念した。子育てを含めて4年前は住宅がまだ安かったため、東京都で購入すれば良かったと後悔している。 地域間で多少のバラツキがあるが、日本で少子化が進む根本理由は、子どもを産める世代がお金が無く、お金の将来不安ためにお金のかかる子ども産むことを諦めている人が多いためである。特に、今の子育ては共働き世帯が一番多く、無償化まで自宅保育できる裕福な人は限られており、保育園は必須だが高額過ぎる。	保育料については、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであると考えていますので、引き続き、国に対し、他の政令市等と連携しながら、あらゆる機会を通じて働きかけを行っていきたいと考えています。 本市においては限られた財源の中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、本制度を含め総合的に子育て支援施策を推進してまいります。	E

(4) その他

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
22	(保育料について) 財源が限られていると言う割には、川崎市は未だに初期投資や維持費の財政負担の大きい駅前再開発に代表される大規模プロジェクトを推進している。限られた財源は保育園や給食費等の子育てに優先して分配すべきである。 川崎市の未来のために誇れる子ども・子育て財源にもっともっと力を入れてほしい。コンクリートではなく、子どもに税金を使ってほしい。	子どもたちは本市の未来を担う大切な存在であり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、市政における重要な課題であると認識しております。 引き続き、限りある財源を効率的・効果的に配分しながら、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に的確に対応してまいります。	E
23	今回の見直しで認可保育所等に入れなかった場合に、認可外保育施設等の利用によって発生する費用を負担してほしい。	子育てに関わる経済的負担を軽減するため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されており、保育認定を受けて認可外保育施設を利用する場合、3～5歳児については月額37,000円(令和8年10月からは40,300円)、非課税世帯の0～2歳児については月額42,000円(令和8年10月からは45,700円)を上限として保育料が無償化されます。	E
24	利用調整の公平性という観点から、就労証明書の内容と実際の就労実態に大きな乖離がある場合について、確認方法を検討してほしい。実際には就労はしていないが、親族や知人の経営者に就労証明書を作成してもらっている、時短勤務だが、フルタイム勤務として扱ってもらっている、という話を耳にしたことがある。真に保育を必要とする世帯が適切に利用できる制度となることを望む。	就労証明書の記載内容に疑義がある場合には、必要に応じて就労先事業者等に確認することとしています。また、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合がある旨の注意喚起を行っているところです。	E
25	偶然見つけてパブリックコメントを提出できたが、概要に書いてある「案の公表先」とされているかわさき子育てアプリすくすくでは見かけず、区役所に立ち寄った際も、保育所見学でも一切お知らせがなかった。不利益を被る立場の方もいる中で、もう少し周知や	今回のパブリックコメントの実施にあたっては、市ホームページやかわさき子育てアプリのお知らせページへの掲載のほか、かわさき情報プラザや、各区役所の市政資料コーナー、保育所の申請窓口を資料閲覧場所として設定し、各保育所及	E

意見 番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
	説明に力を入れてほしかった。今後は改善してほしい。	び地域子育て支援センター等にもチラシの掲示をしておりますが、引き続き、できるだけ多くの方から意見をお寄せいただけるよう周知方法等の工夫に努めてまいります。	